

第5号様式(第10条関係)

(表)

12cm		写 真 は り 付 け 欄
第 号		
京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例第13条第2項に規定する身分証明書		
所 属		
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
この証明書を携帯する者は、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号)第13条第1項の規定により立入検査を行う職員である。		
年 月 日交付		
京都府知事	印	

8cm

(裏)

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(抜粋)

(立入検査)

第13条 知事は、産業廃棄物等(産業廃棄物又は産業廃棄物の疑いのある物)の保管等(保管又は埋立処分)が行われていると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該保管等を行う者の事務所、事業場その他の場所又は収集若しくは運搬の用に供する車両に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するために必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

略

(2) 第13条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者